

平成 25 年 12 月 16 日

金融庁総務企画局市場課 御中

一般社団法人全国銀行協会

「金融商品取引業等に関する内閣府令」及び「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対する意見の提出について

平成 25 年 11 月 15 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

(別紙)

「金融商品取引業等に関する内閣府令」及び「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)に対する意見等

No.	意見等
1. 金融商品取引業等に関する内閣府令の改正について	
1	外国の政府機関、地方公共団体、中央銀行、国際機関等、法人形態を取っていない各種団体は、どのように取り扱われるのか。
2	「当該発行者等が所在する国の法令上この号に規定する行為に相当する行為を制限する規定がない場合」とは、具体的にどのような場合か。
3	「当該発行者等が所在する国の法令」には、発行者等が企業活動を行う国の法令も含まれるか。
4	「当該発行者等が電磁的記録により同意の意思表示をしたとき」とあるが、具体的にはどのような場合を想定しているのか。
5	「電磁的記録」は受信側に保存されていれば足りるのか。
6	電子メールによる同意の場合、当該電子メールの発信者に制限はあるのか。
7	「非公開情報の提供に関し当該発行者等が締結している契約の内容及び当該国の商慣習に照らして当該発行者等の同意があると合理的に認められるとき」における「契約の内容」とは具体的に何を指すのか。
8	例えば、発行者等がM&Aブティック等の第三者に依頼して非公開情報を提供する場合には、当該発行者等が締結している契約の内容において、金融商品取引業者等とその親法人等若しくは子法人等との間で当該非公開情報を共有することに関する同意があると認められる旨を、当該M&Aブティック等からの電子メール等により確認できれば、「非公開情報の提供に関し当該発行者等が締結している契約の内容及び当該国の商慣習に照らして当該発行者等の同意があると合理的に認められるとき」に該当するという理解でよいか。その場合、当該M&Aブティック等が当該発行者等との間で締結した契約書等の証跡を、徴求・確認・保管すること、あるいは、当該発行者等の同意が金融商品取引業者等またはその親法人等もしくは子法人等による当該情報の提供に特定した明示的な同意であること、までは求められないという理解でよいか。
9	上記8のケースで、当該発行者等が締結している契約の内容において、金融商品取引業者等とその親法人等もしくは子法人等との間で当該非公開情報を共有することに関する同意があると認められる旨を、M&Aブティック等又は発行者等の口頭の同意により確認しており、かつ、電話の録音により証跡を保存している場合は、「非公開情報の提供に関し当該発行者等が締結している契約の内容及び当該国の商慣習に照らして当該発行者等の同意があると合理的に認められるとき」に該当するという理解でよいか。

10	例えば、海外 I R 等において、投資家等に対し、情報の取扱いに関する説明書を交付し、当該投資家等からの電子メールにより、同意を取得したうえで、当該投資家等に関する非公開情報を受領している場合は、「当該発行者等が電磁的記録により同意の意思表示をしたとき」に該当するという理解でよいか。
11	「子法人等の経営管理に関する業務」とは、子法人等の経営管理を行う部署が一般に行っている業務を含むという理解でよいか。
12	「子法人等の経営管理に関する業務」には、金融商品取引業者等によるその子法人等の経営管理に関する業務のほか、金融商品取引業者等の親法人等による当該金融商品取引業者等の経営管理に関する業務も含むという理解でよいか。
13	証券会社の法定帳簿として、「第 153 条第 1 項第七号イの規定により書面による同意を得たものとみなされる場合は、当該場合に該当することを証する記録」が追加されているが、具体的な法定帳簿の保存方法として、例えば電子メールを印刷して保存せずとも、電子メールを PDF ファイルにして保存する方法等で問題ないか。
2. 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の改正について	
1	国内外ともに適用されるか。
2	実務上、オプトアウトの機会付与の通知の際、「オプトアウトされた場合でも、オプトアウト前に共有された情報については、共有先において引き続き保有し、利用することがある」ことを顧客に対して明示し、あわせて、通知から非公開情報の共有開始までの間に、顧客がオプトアウトするか否かを十分検討する措置（①オプトアウト前に提供された顧客の非公開情報についても、提供先において引き続き適切な管理を行うことを明示、②グループとして顧客に対して金融商品の適正な勧誘を行う旨を明示し「勧誘方針」を掲載したホームページの URL 等も明示、③顧客に通知が接到してから、オプトアウトするか否かについて判断するために必要な期間を十分に確保する等）を講じておき、実際に法人顧客がオプトアウトした場合、金融機関がオプトアウト前にグループ会社から取得した当該顧客に関する非公開情報について、共有先において引き続き利用するという取扱いが行われている。今回の府令・監督指針改正後も、かかる取扱いが可能であるという理解でよいか。

以 上